

令和 年 月 日

保護者様

狛江市立狛江第五小学校長

下表の病気は学校保健安全法の規定により他の児童、生徒に感染するおそれなくなるまで登校できません。医師の指示に従い、許可をもらってから登校させてください。

登校の際は、証明書を必ず提出してください。

## 登校許可証明書

年	組	児童生徒氏名:
---	---	---------

チェック欄	感染症名	出席停止期間
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	症状により医師が、感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎		
腸管出血性大腸菌感染症		
コレラ		
細菌性赤痢		
腸チフス		
パラチフス		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
その他( )		
第3種		

狛江市立狛江第五小学校長 様			
上記疾患により加療中でしたが、令和 年 月 日から登校しても支障のないものと認めます。			
発病日：令和 年 月 日			
令和 年 月 日	医療機関名		
	医師名	印	